

函 病
平成 27 年 6 月 18 日

治験施設支援機関 各位

函館市病院局
函館市公営企業管理者
病院局長 吉 川 修 身

治験施設支援機関の基本契約について（報告）

治験センター設置に伴い、市立函館病院を支援している治験施設支援機関（以下 SMO）との基本契約における手続きについて会計法及び地方自治法に基づき下記の通り定めたので報告します。

記

- 1 平成 28 年 4 月 1 日から、有資格業者として登録された SMO と基本契約を締結します。現在登録していない SMO については「一般競争入札または指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示」に基づき平成 28 年度の「函館市入札参加資格」の登録をお願い致します。
- 2 平成 29 年度「函館市入札参加資格」（定時・有効期間 2 年）に登録された場合、基本契約の有効期間は 2 年となります。
- 3 現在すでに締結されている基本契約については、有効期間を平成 28 年 3 月末までに変更する手続きをお願い致します。
- 4 新規案件紹介のルールは従来通りです。
- 5 「函館市入札参加資格」における「指名登録業者」への登録方法については平成 27 年度 12 月中旬に函館市調度課ホームページに掲載致しますので御確認ください。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/chodo>

市立函館病院 院長 木村 純